参考資料４

**大阪府リサイクル製品(なにわエコ良品)認定制度のあり方について**　（環境審議会答申の概要）

**１．認定制度のスキームの変更**

■「繰返しリサイクルされている製品」を認定するための新たなスキームを設け、２段階の認定とすることが必要

■使用済品がマテリアルリサイクルに馴染まない製品※についても、リサイクル促進の観点から、引続き認定の対象とする

**２．対象製品の見直しの考え方**

(1)「繰返しリサイクルされている製品」の認定の考え方

■「素材としてのリサイクル」や「使用済品の回収」の可能性の観点から、次のとおりとすることが適当

・使用済品を、生産者が自ら回収し、リサイクルすること

・使用済品の回収ルートがある程度確立しており、リサイクルされる見込みが高いこと

(2)現在の対象製品の見直しの考え方

■リサイクルに関する施策等の現状を踏まえ、「法令等によりリサイクルの義務付け・促進の仕組みと製品の利用促進の仕組みがある製品」  
については、実際の利用状況を踏まえた上で、認定制度による支援の必要性を再検討することが適当

**３．普及・PRの取組みの推進**

**４．認定制度の点検・評価**

■認定事業者に毎年販売実績の報告を求めるなど、今回の見直し後の認定制度が「より質の高いリサイクル」を推進する制度として  
適切に運用されているか、PDCAサイクルによる点検・評価を行うことが必要

**３　リサイクル製品認定制度の今後のあり方**

**１．制度の概要**

【目的】

■環境への負荷の少ない循環型社会の構築

■リサイクル製品の生産者をはじめとするリサイクル関連産業の育成

■認定製品をはじめとするリサイクル製品の消費者への普及

【経過】

■大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、平成16年4月に創設

平成16年度以降、年２回、製品の募集及び認定を実施（認定期間は３年）

【認定対象製品】

■府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造された製品

**２．認定等の現況**

■平成27年３月１日現在の認定製品数は276

■認定製品の内訳は、土木・建築資材が約73％、日用品・事務用品が約27％

■認定製品に対する府民の認知度は４％であったが、「ぜひ買いたいと思う」「機会があれば買いたい  
と思う」は94％

■認定事業者の85％が、府の認定は「販売に欠かせない」又は「あったほうがよい」としている

**１　大阪府リサイクル製品認定制度の経緯**



**図１ 認定マーク**

※使用済品を素材として利用し難い製品。土壌改良資材、トイレットペーパ等。

**モデルケース**　 再生舗装材

・素材であるｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ塊は、建設リサイクル法によりリサイクルが義務付け

・「再生舗装材」の利用を、国・府等は指針等によって義務付け

・実際に再生材を幅広く利用

現行の認定品目である「再生舗装材」については、  
認定制度による支援の必要性が低くなっており、  
対象品目としての取り扱いを見直すことが適当

**図３　見直し後の認定制度の概要**

**新たに設ける認定スキーム**

※繰返しリサイクルされて  
いる製品

**(仮称)プレミアム認定製品**

**(仮称)一般認定製品**

※回収ルートが確立されて  
いない製品、マテリアル  
リサイクルとして最終段階  
の製品

**対象製品の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **＜認定対象製品＞**  ・対象品目のうち、府内で販売  ・府内で発生する循環資源を使用し、国内で製造  ・生活環境汚染防止が講じられた事業所で適法に製造  **＜認定基準＞** |  | ・生産者が自ら使用 済品を回収  ・使用済品の回収 ルートがある程度 確立されている  ② ①で回収した使用済 品を素材として使用 |
|  |
|  |  |
| **リサイクルに関する施策等の現状を踏まえ見直し** |  |  |
| **以下の両方に該当する品目は、取り扱いを見直し**  ・法令等により、リサイクルの義務付け・促進の 仕組みと、製品の利用促進の仕組みがある製品  ・製品が実際に広く利用されており、新材品との 競合も少ない製品 |  |  |

**認定の対象製品の範囲が変わる場合は、配慮が必要**

・見直しの趣旨等の周知を幅広く行う

・認定時期のずれによる不公平が生じないよう経過措置を設ける

・環境等への配慮

・ＪＩＳ規格等に適合

・品目ごとの基準(循環資源の配合率等)に適合 等

消費者

生産者

再生事業者

**天然資源**

**焼却等**

**処分**

**燃料化**

**ｻｰﾏﾙﾘｻｲｸﾙ**

①

③

④

⑥

②

⑤

**図２ ﾘｻｲｸﾙに関する循環資源の流れ**

※現状は④⑤⑥の流れが多いが、将来像として②③  
をさらに強化し、④⑤⑥を減らすことを目指している。

**１．目指すべき「質の高いリサイクル」について**

■大阪府循環型社会推進計画(平成24年３月策定)

では、リサイクルの質の確保と向上の観点から、使用  
済品を素材へリサイクルするなど、繰返しリサイクルが  
可能な「より質の高いリサイクル」を優先することを基本  
方針としている

**２．認定制度の課題と見直しの基本的な考え方**

**２　見直しにあたっての基本的な考え方**

①

・「より質の高いリサイクル」(循環資源の質に応じたマテリアル  
リサイクル)を推進する必要がある

・認定製品には、繰返しリサイクルされているものが少ない

「繰返しリサイクルされている製品」を  
認定するための新たなスキームを設ける  
ことが必要

・販売実態がない・実績が上がっていない認定製品がある

・認定製品は、府民に身近な日用品・事務用品が少ない  
ため、府民の認知度が低く、府民が見かけることが少ない

・認定製品を買いたいと考えている府民もいるが、購入の機会  
も少ない

・認定事業者の中には、認定を「品質の保証」として活用して  
いる例がある

・制度・対象品目・認定基準について、点検・評価・見直しがほとんど行われていない

リサイクルに関する施策等の現状を  
踏まえ、回収・リサイクル・製品利用を促進する仕組みや、実際のリサイクル  
製品の利用の状況により、対象製品を  
見直すことが望ましい

府民に身近なリサイクル製品について  
は、普及・ＰＲの取組みをさらに  
強めるとともに、認定制度の趣旨を  
周知

**⇒ 　　１.&２.(1)**

**３**

**⇒ 　　２.(2)**

**３**

**⇒ 　　３.**

**３**

・イベントでの製品  
展示等によりPRを  
より一層進める

府民に

・府民にとって身近な日用品や事務用品の製造者に  
対して認定制度をPR

・本制度を「品質の保証」として使用しないなど、認定  
制度の趣旨等を踏まえた適正な取扱いを求める

事業者に

・見直し後の認定制度とともに、「より質の高いリサイクル」  
という大阪府が目指す循環型社会の将来像をPR

・「繰返しリサイクルされている認定製品」を重点的にPR